

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求のうち、法に基づく医療扶助費についての処分及び平成 29 年 1 月 2 日付けの保護申請書に係る審査請求のうち「（備え付き資料）」についての処分に係る審査請求は却下し、その余の審査請求は棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 29 年 1 月 30 日付けで行った法に基づく住宅扶助費及び医療扶助費に係る保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- (1) 平成 28 年 8 月及び 9 月の住宅扶助費を認めなかったことについて、処分庁は、請求人が拒否し、連絡が取れなかったことを理由に挙げるが、いずれも事実誤認である。

- (2) 平成28年11月の住宅扶助費及び鍵交換費について、処分庁は、本件住宅のオーナーに対して同月分の住居費（53,700円）を直接支払っていない。また、請求人は鍵交換費を処分庁から受給していない。
- (3) 平成28年8月11日の本件ボヤの際、請求人は外に逃げた時にひざの半月板を損傷して歩行不能状態となった。請求人が〇〇病院を受診したのは、本件ボヤ後、〇〇市内の実家を訪ねたことに伴うものであり、要保護者の居住地等でない病院を受診する際の要件とされる必要性や緊急性は充たされている。そもそも、歩行不能状態にある請求人が必要な治療を受けるための医療扶助を認めない処分庁の措置は、請求人の生存権を侵害するものである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、医療扶助費についての処分及び本件保護申請2のうち「（備え付き資料）」についての処分に係る審査請求は不適法であるから、行政不服審査法45条1項の規定により却下し、その余の審査請求は理由がないから、同条2項の規定により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月28日	諮問
平成29年10月30日	審議（第14回第1部会）
平成29年11月21日	審議（第15回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定する。

(2)ア 法11条1項は、保護の種類として3号で「住宅扶助」を、また、4号で「医療扶助」を挙げる。

法14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われると規定する。

イ 法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするとし、同条4項は、住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付する旨規定する。

ウ その一方、法37条の2は、保護の実施機関は、保護の目的を達するため必要があるときは、法33条4項の規定により、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付する保護金品について、被保護者に代わり政令で定める者に支払うことができるとし（以下「代理納付」という。）、この場合において、当該支払いがあったときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があったものとみなすと規定す

る。

この規定を踏まえ、法施行令3条は、法33条4項の規定により交付する保護金品について代理納付できる相手方を、当該被保護者に対し法14条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者であると規定する。

また、「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問6-52の答2は、代理納付先として、住居の賃貸借契約に基づく賃貸人（家主）が家賃等の受領を委任した不動産会社等も含まれると規定する。なお、運用事例集は、法の解釈・運用として合理的なものであると認められる。

エ 住宅扶助として家賃、間代、地代等を支給する場合の限度額は厚生労働大臣が定める範囲内の額とされており、〇〇区の場合、1人世帯であって、住居等の床の専有面積が15平方メートル以上のものについては、月額53,700円の範囲内とすると定められている（「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）1・(1)及び(2)・ア）。

(3) 〇〇区は、法による被保護者等に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的として、その自立支援に要する経費の一部を補助するため、「〇〇区〇〇要綱」（以下「要綱」という。）を定めており、要綱3条の規定により、地域生活移行支援事業の一環として鍵の交換費を補助することとし、要綱4条の規定により、同交換費として、1回20,000円を限度として補助金を支給している。

(4) 医療扶助について、法15条において、医療扶助は困窮のた

め最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察、薬剤、移送等の給付を行うことと定め、法34条2項において、医療の給付は、指定医療機関に委託すること等により行うものとするとして規定する。その実施については、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助基準」という。）によるとされている。

そして、福祉事務所が要保護者に対する医療の給付を委託する医療機関は、福祉事務所が、指定医療機関のうち、要保護者の居住地等の比較的近距離にあること等の基準を満たすものとして選定したものであって、当該要保護者の医療扶助に関する各給付要否意見書の提出依頼に対し、各給付の要否の意見を記載した機関とすることを原則とすると定めている。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、要保護者の最寄りの指定医療機関に委託することとしている（医療扶助基準第3・2・(5)・ウ・(ア)及び(ウ)）。

(5) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めることができると規定し、同条5項は、要保護者が1項の規定による報告をしないときは、保護の変更の申請を却下することができるという規定する。

(6) 扶助費の遡及支給の限度について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2の答1によれば、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度

(発見月からその前々月まで) と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。この問答集の取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

2 これを本件にあてはめると、本件審査請求は、住宅扶助費の申請に係る処分及び医療扶助費に関する処分庁の応答を争う各部分からなることから、それぞれについて、以下検討する。

(1) 医療扶助費に関する審査請求の適法性について

本件保護申請1において「〇〇病院にかよわせなかった理由」と記載されていることから、一見すると請求人の〇〇病院受診に係る医療扶助費の申請をしたものと解される余地もあるところである。しかしながら、既に診療を受けた医療機関に係る医療扶助費の支払いを請求するには、少なくとも保護申請に請求人が当該病院を受診した事実又は当該病院に支払った医療費負担額が示されていないにもかかわらず、申請時にそれらが示されていなかった。よって、本件保護申請1のうち医療扶助費に関する部分は、保護の申請の体をなしたものとはいえず、本件処分に当たって、処分庁が医療機関への通院について、緊急性に欠け、認められないとの記載をしたのは、申請に応答する処分としてのものではなく、当該病院への通院が認められない理由を、請求人の求めに応じて事後的に説明したものに過ぎないものと解される。

したがって、請求人は、医療扶助費についての処分を不服として審査請求するとしているが、本件処分通知書に記載された

理由の適否を判断するまでもなく、医療扶助費に関する部分についての審査請求は、不服申立ての対象となる処分が存在しないものであるから、不適法である。

(2) 住宅扶助費に係る処分について

ア 本件保護申請1は、その記載の内容から処分庁に対して扶助費の遡及的追加支給を求めるものであると解されるどころ、本件保護申請1の申請日は平成29年1月1日と記載されており、追加支給の発見月は平成29年1月であると解されるから、処分庁は、その前々月である平成28年11月前（同年10月31日以前）に係る扶助費の遡及的追加支給をすることはできない。

したがって、その余の事情を検討するまでもなく、本件保護申請1のうち「平成28年11月分家ちゃん」の部分以外の部分の申請について、処分庁が申請を却下したことに違法又は不当な点はない。

イ 次に、本件保護申請1のうち「平成28年11月分の家ちゃん」の申請及び本件保護申請2のうち「（備え付き資料）」の部分以外の部分の申請については、支払済みであることが認められ、処分庁が両申請を却下したことに違法又は不当な点はない。

ウ 本件保護申請2のうち「（備え付き資料）」の申請（なお、当該表記は、請求人及び処分庁の両当事者の主張から、鍵の交換費のことを指すことに争いはない。）については、要綱3条及び4条の規定により同交換費の支給の可否が決定されるのであって、法に基づく本件処分の内容に含まれるものではなく、この点については、本件審査請求の対象とはならない。したがって、「（備え付き資料）」の申請に係る当審査庁に対する審査請求における不服の理由とすることはできな

い。

なお、仮に「（備え付き資料）」の申請が要綱ではなく法に基づく給付を求めるものであって、本件はその応答としての却下決定に係る審査請求であるとして、適法なものであると善解したとしても、鍵の交換費は請求人に対して支払済みであり、いかなる法令の規定によっても改めて同交換費の支給を行う理由はないから、この点からも処分庁が「（備え付き資料）」の申請を却下したことに違法・不当な点はない。

エ 以上のとおり、住宅扶助費に係る本件処分について、違法性又は不当性はない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。しかしながら、
  - (1) 請求人の平成28年8月分及び9月分の住宅扶助費については、上記（2・(2)・ア）で述べたとおり遡及的に追加支給することができないから、請求人の主張には理由がない。
  - (2) また、平成28年11月分の家賃は、10.6決定により本件不動産業者に対して支給されていることが認められ、また、処分庁による当該業者への住宅扶助費の支払いは請求人に対する支払いとみなされるから（1・(2)・ウ）、請求人の主張には理由がない。
  - (3) その他請求人の主張するところは、審査請求として不適法なものを含め、いずれも独自の見解を主張するものであり、認めることはできず、請求人の主張には理由がない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹